

国立市保育審議会設置条例

昭和 62 年 4 月 1 日条例第 9 号

改正 昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号

平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号

平成 21 年 6 月 24 日条例第 48 号

平成 24 年 12 月 26 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 国立市における保育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、国立市保育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育に関する事項について調査・審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 児童委員 1 人
- (3) 保育園及び幼稚園の保護者 3 人以内
- (4) 保育園及び幼稚園の施設長 3 人以内
- (5) 公募により選出された市民 1 人

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を市長に提出した日までとする。

(庶務)

第 7 条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (昭和 62 年 4 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 12 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 6 月 24 日条例第 48 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 49 年 11 月 国立市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 37 号中「保育料協議会委員」を「保育審議会委員」に改める。

別表第 2 職名の欄中「保育料協議会委員」を「保育審議会委員」に改める。

付 則 (平成 24 年 12 月 26 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。